

KSK

川崎市障害者社会参加 推進センター通信

編集人 (財)川崎市身体障害者協会
会長 中込 義昌
編集責任者 広報・啓発委員会
委員長 石綿 正男
〒210-0834 川崎市大島1-8-6
川崎市南部身体障害者福祉会館内
電話 044-246-6941
FAX 044-246-6943
Email zksk@nifty.com
http://kawashinkyo.org

第53回政令指定都市身体障害者福祉団体連絡協議会



第53回政令指定都市身体障害者福祉団体連絡協議会並びに第43回政令指定都市身体障害者親善スポーツ大会は、平成24年9月1日(土)～2日(日)の二日間にわたって、公益社団法人京都市身体障害者団体連合会が主管となって開催されました。

9月1日(土)のリーガロイヤルホテル京都での連絡協議会には15都市、約140名の各障害者団体の代表の方々が参加し、全体会議の後、分科会として団体長と肢体障害者、内部障害者、聴覚障害者、難聴障害者、視覚障害者の各部会に分かれ、国への要望事項について各都市で持ち寄った議題の検討や、情報交換等が行われました。川崎市からは、中込義昌 川身協会長(団体長部会)をはじめ各部会

の代表ら8名が出席しました。

昨年3月の東北地方を中心とした大震災の教訓を得て、災害時の避難対策に関する議題が多く部会で提案されていました。その後、分科会経過報告・決議事項採択をし、次回開催地である福岡市の社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会 中原義隆会長の挨拶の後、閉会となりました。

夜には次の日に行われるスポーツ大会の開会式と交流会があり、約240名が参加し、祇園祭船鉦保存会囃子方による「船鉦祇園囃子」の演奏、カラオケを楽しみました。

2日(日)のスポーツ大会は12の都市が参加し、MKボウル上賀茂にてボウリング競技が開催されました。

◎川崎市からの提案議題

○肢体障害者部会

「有料道路料金の障害者割引制度における利用手続きの緩和」

有料道路料金については、障害者割引を受けることができますが、利用できる自動車は 1 台のみで、あらかじめ福祉事務所等において、その自動車の登録番号と割引措置の有効期限等を手帳に記載してもらう必要があります。また、ETC についても車載器とカードが一致しなければ割引の対象となりません。しかし、実際には必ずしも決まった 1 台の自動車を使うとは限りません。また、障害者の社会参加促進という観点から、重要な役割を担っている有償福祉移送などを利用する際にも、割引の対象とはなっていません。

障害者自立支援法が施行され、経済的な負担が課されたこともあり、これらの負担を僅かながらも軽減する為、また、障害者の社会参加を促進するという観点から、手帳を所持している者が乗車している車両に対して割引となるよう、また、本人の ETC カードであればどの車載器でも割引されるよう要望します。

○難聴障害者部門

「TV の国会中継に字幕の付与を要望します」

現在、国会の開催期間中は NHK の全国ネットにて質疑応答の様子を TV 中継で放送されているが、字幕放送でないため、中途失聴難聴者は内容を把握することができません。

国会での審議の内容が分かるように、TV の国会中継に字幕の付与をお願いします。

《川崎市の連絡協議会出席者》

中込義昌 団体長部会 川身協会会長
関山進 視覚障害者部会 川身協副会長
越山晴夫 団体長部会 川身協事務局長
吉野隆男 聴覚障害者部会 川身協理事
伊藤実 難聴障害者部門 川身協理事
石綿正男 内部障害者部門 川身協理事
石山春平 肢体障害者部門 肢体障害者協会副会長
長瀬光正 団体長部会 川身協事務局次長

第 43 回 政令指定都市身体障害者
親善スポーツ大会

平成 24 年 9 月 1 日、新幹線で京都へ行き一泊してボウリングをやってきました。

遊びではありません。政令市の身体障害者団体協議会に伴うスポーツ大会への参加です。

資料によると、平成 12 年度 (33 回大会) までは、ソフトボール大会だったようですが、高齢化の影響か? 高齢者でも参加できるボウリング大会に変わったそうです。

選手団は前夜祭となるスポーツ大会・開会式から参加し、豪華な宴席を囲み、各地の仲間と交流し、決戦を前に英気を養いました。

大会は 12 市が参加し、1 チーム 10 名・1 人 6 ゲームの総得点で競う団体戦です。

私を含め 8 名の『年齢特点 (高齢者)』選手が目立つ川崎市チームでしたが頑張りました。

英気を養いすぎて? 調子の出ない選手もいましたが、私的には、宴席を控えめにした成果か、自己アベが確保できてホッとしました。

レーンでは全員が他都市の選手で緊張しましたが戦闘モードも無く楽しく和やかでした。

結果は、優勝が神戸市 (9,480 点) で、川崎市は、7 位の横浜市 (8,274 点) に次いで 8 位 (7,932 点) でした。

折角、京都まで行ったのに、観光も温泉も無しだったのが、若干心残りではありました。

(肢体 大師支部 西森 猛)

団体紹介 特定非営利活動法人 あやめ会について

あやめ会は、精神障がい者及びその家族が、地域で安心して暮らせる環境作りを目的に、川崎市内 6 家族会と連携して出来た、家族会連合会です。

家族学習会、障がい福祉サービス事業、地域生活支援事業、ひきこもり支援対策訪問活動等行っております。

同じ病の子ども・兄弟姉妹を持つ家族が話し合い、学習しあう事でこころが少しでも軽くなればと思います

当会は昭和 44 年に設立され、平成 17 年度に特定非営利活動法人の認可を受けて活動しております。

あやめ会が行う主な活動・事業内容

○こころの健康相談

- ・電話及び面接による相談 (無料)
(毎週月・金曜日 10:00~16:00))
- ・相談員の育成・向上のための相談技能研修
(年 5・6 回)

○家族学習会・研修会等の開催

- ・講演・交流会・家族学習会等 (毎年 5~6 回)
- ・SST 勉強会の開催 (年 6 回)

○地域活動支援センター・グループホームの運営

○ひきこもり支援対策「窓の会」活動
○広報活動

- ・「NPO あやめ通信」の発行 (季刊)

○レクリエーション活動

- ・バスハイク等の実施

○行政への要望活動

- ・毎年川崎市に要望書提出

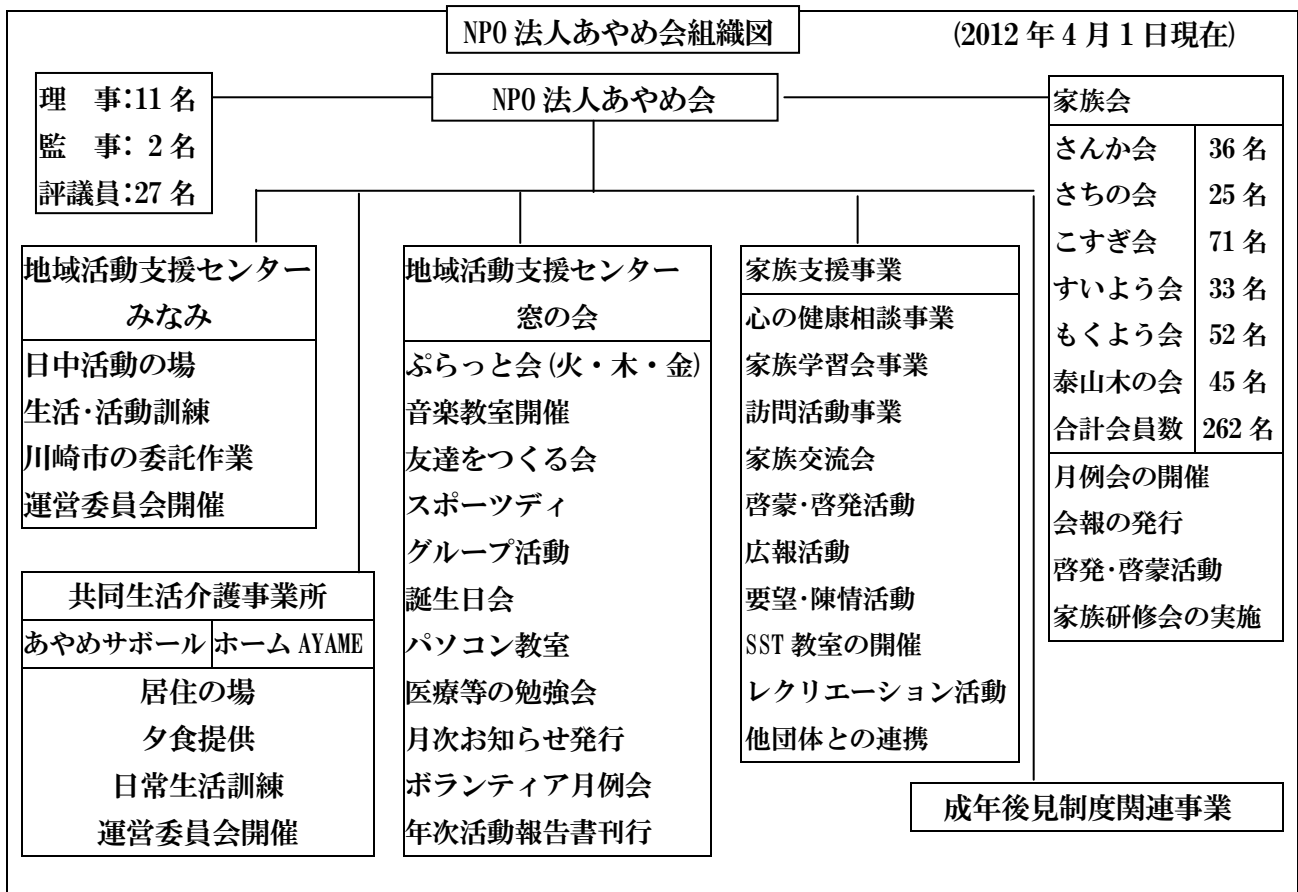
家族会入会希望者は、各区の保健福祉センターまでお問い合わせください。

直接あやめ会への問い合わせは、

月・金曜日 10:00~16:00

電話番号 044-813-4555 までお願い致します。

ひきこもり対策「窓の会」については次回報告致します。 (あやめ会 理事長 星野)



ふれあいショップだより

「せきれい」編

ふれあいショップ「せきれい」は、多摩区総合庁舎 1 階にあり、明るく木のぬくもりが感じられるお店です。

1. 従業員さんの 1 日の仕事について
9 時 30 分から 16 時までと 11 時から 17 時までの 2 交代制です。

朝は、八百屋さんなどに買出しに行ったり、パンをもらいに行ったり、コーヒー豆を挽いたりするそうです。その後は、接客やお皿を洗うなどの仕事があります。接客については、従業員さんが自主的に考えて動いているとのことでした。

2. どんなメニューがありますか？

〈飲み物〉

コーヒー、紅茶、ミルク、カフェオレ、ココア、のホットとアイス、グレープフルーツジュース、オレンジジュース、リンゴジュース、トマトジュース

〈アイスクリーム類〉

バニラ、抹茶、コーヒーフロート

〈軽食〉

トースト、サンドイッチ、エビピラフ、ドライカレー、カレーライス、パスタ

〈デザート〉

かぼちゃケーキ、くるみケーキ、抹茶ケーキ、レアチーズケーキ、いちごタルト、クッキー、プリン

3. 気になるお給料は？

だいたい月 6 万円 賞与もわずかですが年 2 回あります。

4. どうすればふれあいショップで働けるの？

欠員があるときに募集をします。応募された方は、面接、実習を経て採用となります。働く期間は、原則 3 年間です。その後は、就



労援助センターに登録して就職活動をすることになるそうです。ユニクロ、特例子会社のお掃除などに就労された方や作業所に戻られた方など進路はさまざまですが、「お客さんと顔なじみになって世界が広がる」、「接客することから自分で考えて行動する姿勢が身につく、社会に出る自信になる」とのことでした。

(取材記事を基に再編しています。)



住所

〒214-0014 川崎市多摩区登戸 1775-1
多摩区総合庁舎 1 階

●小田急線「向ヶ丘遊園駅」北口から徒歩 5 分

定休日

日曜・祝日・第 1・3・5 土曜日

営業時間

月曜日 9:30~16:00

火~金曜日 9:30~17:00

第 2・4 土曜日 11:00~15:30

(地福協)

(財)川崎市身体障害者協会 構成団体紹介

財団法人川崎市身体障害者協会は、市内の 7 つの障害者団体と各地区の支部で構成されています。

今号より数回に分けて、各構成団体を順次紹介していきたいと思えます。

最初の紹介記事は、視覚障害者部会です。

—NPO 法人川崎市視覚障害者福祉協会—

本号のこのコーナーでは、「構成団体紹介」ということで、私の所属する NPO 法人川崎市視覚障害者福祉協会のことを少し書かせていただきます。

創立、昭和 23 年 6 月 6 日 本会は川崎市盲人会の名称で、会員 8 名をもって発会。現在の会員数は約 150 名、視覚に障害をもつ人々の集まりです。本部活動のほかに、女性部、青年部、高齢者部、スポーツ部などがあり、それぞれ目的を持って活発に活動しています。詳細については、ホームページ：

<http://web-k.jp/oburi/sishokyo/index.html>

を見ていただければと思っています。

ここでは先日 (9 月 9 日) に川崎市福祉センター (川崎区日進町) にて行われた相互激励大会のプログラムのひとつ、「点字競技会」についてお伝えしたいと思っています。

一般的に活字離れが進んでいるようですが、視覚障害者の中でも点字を日常的に使用している人は大変少なくなりました。視覚障害者のなかで 3 分の 1 とも 4 分の 1 とも言われているようです。その原因のひとつには、成人になってからの失明者が多いことです。成人になって指先での感覚で点の粒を確認しながら「ア」、「イ」、「ウ」、「エ」、「オ」や、更にそれを文章として読みとるのは大変困難なようです。情報源としてカセットテープ、DAISY[®]、CD などの普及が進んだのもその一因です。

さて、「点字競技会」の種目のひとつとして、『メの字リレー』という種目があります。3 人が一つのチームをつくり、点字板と点筆



(写真:点字板と点筆)

マ	ミ	ム	メ	モ
●○	●○	●●	●●	○●
○●	●●	○●	●●	●●
●●	●●	●●	●●	●●

(図:縦 3 点×横 2 点の 6 点の組み合わせによるマ行)

をリレーのボタンに見立てて、点字の『メ』(6 点すべてで構成される文字)を速くかつ正確に書いていく競技です。

担当者の説明にしたがい、手渡された点字用紙に各チーム名を書き、担当者の「用意、始め」の言葉と同時にいっせいにひと桁、1, 2, 3, 4, 5, 6 の点を、点筆を使ってそれぞれ打ち込みます。

どのチームも真剣そのもの、静まり返った部屋の中は点字を打つ音ばかりが…雨粒がトタン屋根を叩きつけるような鋭い音に包まれます。上位を目指し緊張感溢れる数分間です。

今年は、9 チームの出場でしたが、書き終えた後は、たった数分ではありましたが、順位の上位下位は問題ではなく、そこで生まれる連帯感、達成感を味わえるひとときです。



(点字板と点筆の使用例)

もう少し紙面があるようなので、私が部長をしている女性部のおもな活動を紹介いたします。

活動の柱である川崎市受託事業の盲女性家庭生活訓練のほかに、毎年、教養講座、歩行訓練、バスハイキングなどを行っています。なかでも人気のあるのが、福祉バスを使っての一日バスハイキングでしょうか。いつ計画しても定員オーバーになり、キャンセル待ちが出るほど人気のプログラムは、お土産付き試食や試飲ができる工場見学です。川崎市を拠点として一日で出かけられる範囲のビール工場、チーズ工場、醤油工場、洗剤メーカーなど、企画する側の苦勞も飛んでしまうほど会員さんに喜んでいただいています。ちなみに、今年バスハイキングは、茨城方面。会員に喜んでいただければと思っています。女性はお買いもの、食事そしておしゃべりが大好きです。(視覚障害者部会 大瀧純子)



(写真：点筆)

※DAISY：

DAISY とは、Digital Accessible Information SYstem の略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されています。

視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のために、カセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格として、デイジーコンソーシアム(本部スイス)により開発と維持が行なわれている情報システムを表しています。

点字図書館や一部の公共図書館、ボランテ

ィアグループなどで DAISY 録音図書が製作され、主な記録媒体である CD-ROM によって貸し出されています。

DAISY が視覚障害者のほかに学習障害、知的障害、精神障害の方にとっても有効であることが国際的に広く認められてきています。

例えばアメリカやスウェーデンの録音図書館などではディスレクシア[※]への録音図書のサービスが行われています。平成 13 年度より独立行政法人福祉医療機構の助成により、認知・知的障害者向けマルチメディア DAISY 図書の研究開発も進めてられています。

※ディスレクシア：

ディスレクシア(英語：Dyslexia)は、学習障害の一種で、知的な遅れはないが、読んだり書いたりすることが苦手な人たちのことをいいます。

(財)川崎市身体障害者協会 構成団体

NPO 法人川崎市視覚障害者協会
NPO 法人川崎市ろう者協会
川崎市肢体障害者協会
川崎市脳性マヒ者協会
全国脊髄損傷者連合会川崎協会
川崎市オストミー協会
川崎市中途失聴・難聴者協会

障害者虐待防止法が施行されました

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)について

本法律については、平成 23 年 6 月 14 日に衆議院厚生労働委員長から提出され、同日衆議院で可決、同月 17 日に参議院で可決成立し、同月 24 日に公布されました。

本法律では、平成 24 年 10 月 1 日から、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すなどしています。

[目的]

この法律の目的は、「障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする」としています。

[定義]

—障害者—

障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です。

ここでいう障害者には、18 歳未満の者も含まれます。

—障害者虐待—

本法律では、障害者虐待を

- (イ) 養護者による障害者虐待
- (ロ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- (ハ) 使用者による障害者虐待

に分けて定義しています。

- (イ) 養護者による障害者虐待

—養護者—

養護者とは「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されており、身の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。

養護者による障害者虐待とは、

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ 心理的虐待
- ④ 放棄：放任
- ⑤ 経済的虐待

のいずれかに該当する行為とされています。なお、経済的虐待については、養護者のみならず、障害者の親族による行為が含まれます。

① 身体的虐待：

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

② 性的虐待：

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

③ 心理的虐待：

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 放棄：放任：

障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

⑤ 経済的虐待：

養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、18 歳未満の障害児に対する養護者虐待は、「総則など全般的な規定」や「養護者の支援」に関しては障害者虐待防止法に規定されていますが、通報や通報に対する虐待対応に関しては、児童虐待防止法が適用されます。

- (ロ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

—障害者福祉施設従事者等—

障害者福祉施設従事者等とは、障害者自立支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。

障害福祉施設従事者等による障害者虐待とは、障害者福祉施設従事者等が行う上記①～⑤のいずれかに該当する行為とされています。

養護者による障害者虐待と規定が異なる点は、④の「養護者以外の同居人による①から③までに～」の下線部分を「他の利用者による①から③までに～」に置き換える点です。

なお、高齢者関係施設の入所者に対する虐待については、65 歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用され、児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18 歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適用されます。

(ハ) 使用者による障害者虐待

一 使用者一

使用者とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されています。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていません。

使用者による障害者虐待とは、使用者が行う上記①～⑤のいずれかに該当する行為とされています。

養護者による障害者虐待と規定が異なる点は、③の「～著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に～」と、下線部分を追加した点と、④の「養護者以外の同居人による①から③までに～」の下線部分を「他の労働者による①から③までに～」に置き換える点です。

なお、使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず (18 歳未満や 65 歳以上でも) 障害者虐待防止法が適用されます。

(厚生労働省 『市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応』より抜粋)

※今号では、障害者虐待法の定義に関することを中心に掲載いたしました。次号では、
[障害者虐待の判断に当たってのポイント]

[障害者虐待の防止に向けた取組み]等について掲載する予定です。

※障害者社会参加推進センターでは、本紙へ掲載する作業所の紹介記事を募集いたします。

○テーマ：「川崎市内の障害者作業所の紹介」

○原稿字数：20 字×40 行～80 行 程度

写真やイラストも可

○原稿締め切り：常時受付

○原稿ご送付方法：郵送・FAX・Email 等
先ずは、お問合せ下さい。

(詳細についてのお問い合わせ先)

川崎市障害者社会参加推進センター

(財団法人川崎市身体障害者協会)

事務局 担当：澤邊 (さわべ)

〒210-0834 川崎市川崎区大島 1-8-6

TEL 044-246-6941 FAX 044-246-6943

Email sawabe@mbr.nifty.com

編集後記

朝、夕が涼しくなり秋らしくなりましたね。食欲の秋に誘われ、先日、ぶどう狩り、梨狩り、栗拾いに、ビール工場見学と盛りだくさんの日帰りバスツアーに参加し、茨城県の旧千代田村方面へ行ってきました。

お昼には、マグロ丼や明太子を食べて、お腹いっぱいになり、梨は大きいのを 2 個、ぶどう (巨峰) 1 房をペロリと食べ、栗は欲張りすぎて虫食いの物まで拾い、ビール工場でビールを飲んで、食欲の秋を満喫して来ました。

因らずも、視覚障害者福祉協会女性部の皆さんが予定している、バスハイクの下見をしてきたみたいになりました。たまにはこんな形での社会参加もいいですね。震災復興支援



を兼ねて、東北地方へ出かけてみるのもいいかもしれません。皆さんも英気を養いに、お出かけになってみてはいかがでしょうか。 (石綿)